

特定技能制度における素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に
特有の事情に鑑みて定める基準の一部改正（案）について

令和6年7月19日
経済産業省製造産業局総務課

1. 改正の背景

- 令和6年3月29日、閣議決定により、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（基本方針）及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）の変更が行われました。
- この際、特定技能制度では、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の受入れが認められているところ、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」の名称を「工業製品製造業分野」に変更するとともに、新たな業務を追加等することとされました。
- これに伴い、以下のとおり、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部改正を検討しています。

2. 具体的な内容

- 分野名を「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」から「工業製品製造業分野」へ変更します。
- 分野別運用方針へ新たに追加等した以下の業務区分を踏まえ、特定技能外国人が活動を行う事業所として、以下に関連する産業を行っている事業所を新たに追加します。
＜紙器・段ボール箱製造、コンクリート製品製造、陶磁器製品製造、紡織製品製造、縫製、RPF製造、印刷・製本、鉄鋼、アルミサッシ、プラスチック製品、金属製品塗装、こん包＞
- 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準として、特定技能外国人が活動を行う事業所が繊維工業、印刷・同関連業、こん包業を行っている場合にあっては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会において協議が調った事項に関する措置を講ずることを追加します。

3. 今後のスケジュール

令和6年7月19日～8月23日 パブリックコメント
令和6年9月下旬 公布・施行（予定）